

# 相談室だより

令和2年11月 NO.9  
千葉市立千葉高等学校  
スクールカウンセラー 植草伸之

## 11月は児童虐待防止推進月間です！

早いもので、今年もあと2か月となりました。少し前まで「暑い〜」と言っていたのに、いつの間にか暖房が恋しい季節となりましたね。

さて、学校では修学旅行やField study(研修旅行)も終了し、3年生は受験に邁進し、2,3年生は、学習や部活動等で充実した活動を行っていることと思います。季節は冬へと向かいますが、これからますます寒くなりますので、体調管理をしっかりと行いながら、それぞれの目標に向かって頑張ってください。

この時期、「風邪でもない、熱もない...」、でも体調が悪い、また、心配事や不安があるなど、もしかしたら、『心の課題』を抱えているかもしれませんね。そんな時、そのことを誰かに話すことで気持ちが楽になったり、すっきりしたり、落ち着いたりすることもあります。学校にはスクールカウンセラー(SC)もいますので、ぜひ活用してください。

### 【児童虐待防止推進月間】

子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」は社会全体で守らなければなりません。毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、家庭や学校、地域等、社会全体で児童虐待のない社会を目指しています。親との関係の中で、困っていることがあれば相談してください。

#### ●児童虐待とは・・・児童虐待の防止等に関する法律で規定 18歳未満の高校生の皆さんも対象です！

##### 【身体的虐待】

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

##### 【性的虐待】

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

##### 【ネグレクト】

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

##### 【心理的虐待】

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子供の目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など

「オレンジリボン運動」は、子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。



<注目>これも知っておこう！

#### ●交際相手暴力(デートDV)とは・・・これって変?と思ったら即相談!

恋愛関係になった途端に、相手の態度が急変! 命令したり、監視したり、暴力をふるったり... 暴力は、殴る、蹴るだけではなくありません。暴力には、人前でバカにしたり、大声を出したり、お金を貸したのに返さない、携帯電話やメールを細かくチェックして、行動を監視したりする精神的暴力や、性行為の強要、裸体等写真の返信を求めるなどの性的暴力も含まれます。

#### ●11月のカウンセラーが来室している日: 水曜日 午後

◎ 4日(水)、11日(水)、18日(水)、25日(水) 14:00~18:00 に来校しています

\*保護者の電話での相談 ☎043-251-6245

◆話すことで楽になることもあります。そんな時、相談室を利用してください◆